

平成 31 年度(2019 年度) 食品開発支援補助金 公募要領

1 事業目的

本事業は、北海道の多様な魅力ある農水畜産資源を活用し、市場ニーズ及び販路を踏まえた新商品開発を支援することにより、北海道の農水畜産物の付加価値向上と食関連産業の振興を図ることを目的とします。

2 対象事業

札幌市内及び北海道内の 2 次産業者と、3 次産業者がコンソーシアム(共同事業体)を組み、北海道の農水畜産資源を活用して、商業流通（※ 1）を目的とした加工食品の新商品開発（※ 2）を行う事業に必要な費用を補助します。

2 次産業者・・・食品加工業者、製造業者等

3 次産業者・・・卸業者、小売業者、経営コンサルタント業者等のサービス業者

※ 1 「商業流通」とは・・・本事業における「商業流通」とは、自社店舗や自社系列の店舗のみではなく、その他の事業者にも流通させることをいう。

※ 2 「新商品開発」とは・・・本事業における「新商品開発」とは、食品の新商品開発または既存商品の大幅な改良を行うものをいう。

3 補助対象者

本事業の補助を受けることのできる者は、補助対象事業を行う札幌市内及び北海道内の 2 次産業者と、3 次産業者によるコンソーシアム（共同事業体）とします。

2 次産業、3 次産業を兼ねる事業者については、2 次産業者または 3 次産業者のいずれかの立場で他の事業者とコンソーシアムを組む必要があります。

2 次産業者＋3 次産業者＋3 次産業者等の 3 事業者以上のコンソーシアムも可能です。

(1) 2 次産業者の要件

以下の要件を満たすものとします。

ア 事業申請時点において、北海道内に本社または本事業の実施拠点（加工施設等）を持っていること。

イ 事業実施期間中及び事業終了後も、引き続き、北海道内に本社または本事業の実施拠点（加工施設等）を持つ予定であること。

(2) 3 次産業者の要件

以下の要件を満たす企業等の事業者とします。

ア 事業申請時点において、札幌市内に本社または事業所を持っていること。事業所については、支店登記等を要するものではないが、その事務所に常勤取締役が配置されていることを要件とする。

イ 事業実施期間中及び事業終了後も、引き続き、札幌市内に本社または事業所を持つ予定であること。

(3) 2次・3次産業者共通の要件

ア コンソーシアム構成者のいずれの事業者も、市町村税を滞納していないこと。

イ コンソーシアム構成者に、1社以上中小企業（注1）が含まれること。

(4) その他

ア コンソーシアム内の全ての構成者同士が、連結決算を行っている場合は対象外とします。

イ 補助の申請に当たっては、コンソーシアム内で代表者を定め、代表者名で申請していただきます。2次産業者、3次産業者のいずれも代表者になることはできますが、代表者となれるのは、札幌市内に本社または事業所（要件は（2）のアと同じです）のある中小企業（注1）に限ります。

注1：「中小企業」とは・・・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって「みなし大企業」（注2）に該当しないもの、または「個人事業主」（注3）。

注2：「みなし大企業」とは・・・本事業において「みなし大企業」とは以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

注3：「個人事業主」とは・・・本事業における「個人事業主」とは開業届を提出している者に限る。

4 補助金額等

(1) 補助額 400万円以内

(2) 補助率 補助対象経費の3分の2 ※千円未満切り捨て

(3) 支援案件 5件程度

(4) 事業期間 原則6ヵ月以内（必要があると認められる場合は、6ヵ月を超えても差し支えないものとしますが、事前にご相談ください。）

※課税事業者が経費を支出する場合、消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きますので、予算の積算において消費税等は減額して算定してください。

（課税仕入れに伴う消費税等の還付金と補助金交付が重複しないようにするためです）

※補助額については、予算額に応じて決められるものであるため、必ずしも希望する金額がそのまま交付決定されるとは限りませんので、ご注意ください。

5 補助対象経費

札幌市内及び北海道内の2次産業者と、3次産業者が連携して取り組む加工食品の新商品開発に直接要する経費のうち以下のものとする。

人件費	コンソーシアム内部の生産者、従業員等の本事業に従事した分の人件費 ※補助対象となる経費総額の2分の1以内でかつ200万円以下とする。
報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費など、事業実施に必要な、コンソーシアム外部の方に対する報酬費用
原材料・消耗品費	新商品の試作に必要な原材料・消耗品等の購入に要する経費
通信・運搬費	切手、宅配料等の経費
機器リース費	実験装置、測定機器、その他設備・備品等の使用に要する経費
機器購入費	機器・設備等の購入に要する経費 ※機器購入費は、75万円までを対象とする。 ※パソコン、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品は原則として補助対象外とする。
施設及び設備等賃借料	施設や設備等の賃借に要する経費
外注費	試作・商品パッケージ等の加工や各種調査業務、試験・検査分析等の費用について、コンソーシアム外部への委託した経費
旅費・交通費	生産者、従業員の旅費、外部専門家・技術指導員等の招聘旅費
マーケティング調査費	新商品のマーケティング調査に要する経費、展示会出展等に要する経費 ※補助対象となる経費総額の4分の1以内でかつ100万円以下とする。
その他の経費	上記に掲げるもののほか、理事長が必要かつ適当と認める経費

※次のものは補助対象経費となりませんので注意してください。

- (1) 土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
- (2) 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- (3) 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- (4) 他の用途との併用となっている旅費
- (5) 支出の確認できない経費

※留意事項

- (1) 振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できます。
- (2) コンソーシアムの構成者同士の取引は、原則として計上できません。
- (3) 補助対象経費は、事業実施期間内に納品・請求・支払いが完了する経費とします。
クレジットカードを使用した場合については、事業実施期間内に口座から引落とし等の支払いが終わっていることが条件になります。また、支払い状況についても、通帳等で確認させていただきます。
- (4) 事業期間中に本格的な販売を行い、利益をあげることは認められません。
(試験販売はこの限りではありません。)

6 事業の申請書類について

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) コンソーシアム構成書（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 事業計画書＜申請者情報・事業概要・事業収支予算書・資金調達方法＞（様式4）
※事業計画書は、添付書類も含めて、A4サイズ10枚以内に収めてください。
※「事業名」の欄には、今回提案する事業の名称を記入してください。
(記入例：「道産〇〇を活用した〇〇の開発事業」)
- (5) 申請者の事業要覧（会社概要・パンフレット等）
- (6) 申請者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（※）
※法人の場合：商業登記簿謄本、個人の場合：開業届の写し
- (7) 申請者の直近過去2年間の決算関係書類
- (8) コンソーシアム構成者全ての直近の市町村税の納税証明書（※）
※法人の場合：法人市民税分、個人の場合：市民税分
- (9) 証明書（参考様式）※札幌市内の事業所（本社ではない）の場合のみ
- (10) その他、理事長が必要と認めるもの
必要に応じて、当財団より提出を指示する場合があります。

7 審査について

- (1) 選定方法
選定に当たっては、当財団による要件審査を経て、当財団が組織する「審査委員会」において、下記の審査基準に則り、書類及び面接（必要に応じて実施）による審査を行った上で決定いたします（面接審査対象者には別途通知します）。
- (2) 審査基準

実行計画の実現可能性	申請事業の実施計画が妥当かつ実現可能なものであるか。 持続的な製造が可能であるか。
------------	--

商品の優位性	市場動向や消費者ニーズに適合した商品であるか。 他の類似商品等と差別化が図られており、優位性があるか。
商品の流通可能性	賞味期限等、商業流通が可能な商品であるか。 衛生管理対策が図られているか。
経費予算の適切性	計画に照らして、経費予算が適切であるか。
ターゲット・販売戦略の明確性	アプローチする顧客層や販路など、商品開発後の販売戦略が明確かつ妥当であるか。 顧客視点で販売（予定）価格が設定されているか。
産業・経済への寄与	本事業の実施により、札幌市内の食関連産業の振興や雇用の創出に寄与するか。
法規等遵守	提案事業及び提案企業が法律、条令、規則に反していないか。 提案事業が本事業の趣旨に反していないか。

8 採択された場合について

補助金交付決定通知書（様式5）により、通知いたしますので、すみやかに事業を開始してください。

9 実績報告及び精算について

（1）事業完了の報告

商品が完成（※）し、事業終了した場合はすみやかに、「事業完了報告書」（様式8）に「事業実績報告書」（様式9）「補助金精算書」（様式10）を添付して、当財団に提出していただきます。

※「商品の完成」とは・・・本事業における「商品の完成」とは、商品が商業流通可能なものとして開発されており、直ちに販売可能な状態であることを言います。

※取得価格が50万円以上の機器、備品等がある場合は「機器装置等保有状況表」（参考様式）の提出が必要になります。

（2）精算について

ア 補助金の精算には、原則、見積書・発注書・納品書・請求書・領収書等の添付が条件になります。

イ 旅費については、旅費規程がある場合はそれに準じ、無い場合は実費とし、支払いが確認できる書類及び旅費規程、出張報告書などの添付が必要となります。（旅費規程の有無に関わらず、特別車両料金、特別船室料金、特別席料金等は除きます。）

ウ 人件費については、計算の基となる給与単価、出勤簿、給与の支払いが確認できる書類などの提出が必要となります。

(3) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、精算払いとなります。提出された書類を確認の上で最終的な補助金額を確定します。その後、コンソーシアム内の代表者からの請求に基づき、代表者の指定する口座に振り込みます。

10 公募期間

以下の期間に公募を行い、締切日までに応募のあった案件に対して、審査を実施します。

平成31年（2019年）4月22日（月）から6月20日（木）17:00まで（必着）

11 スケジュール

令和元年（2019年）6月20日（木） 公募締切（書類提出 17:00 必着）

令和元年（2019年）7月11日（木） 一次審査

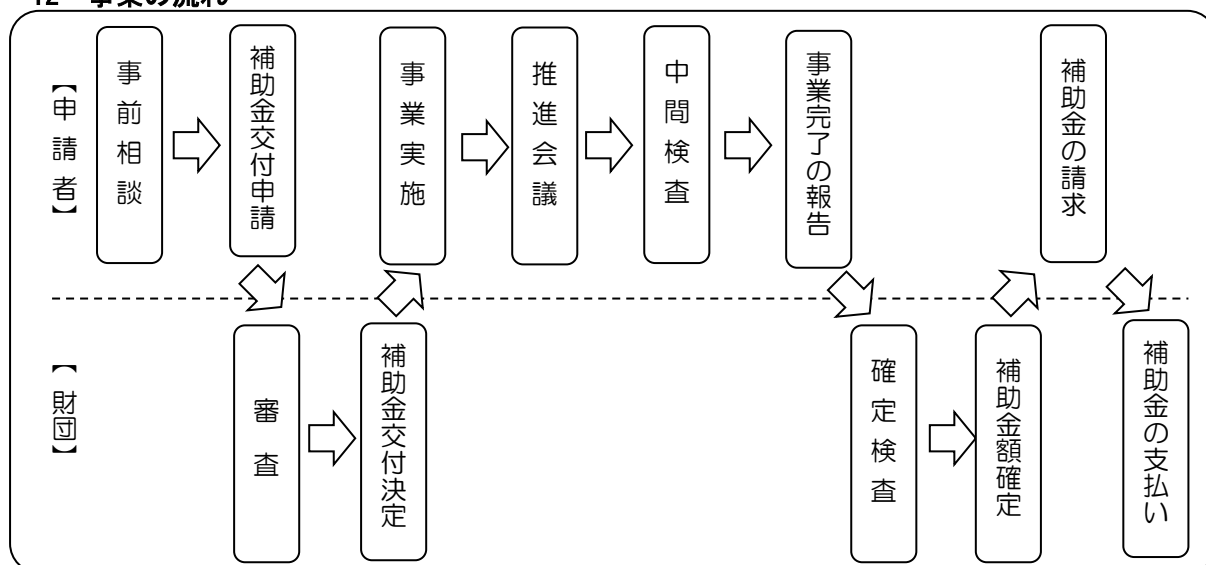
令和元年（2019年）7月22日（月） 二次審査

令和元年（2019年）7月25日（木） 補助金交付決定

（事業期間）

補助金交付決定日から令和2年（2020年）1月31日までの任意の期間

12 事業の流れ



13 注意事項

(1) 情報の公開

採択事業については、申請者名、コンソーシアム構成者名、事業名、事業の概要、開発した商品名、商品写真等を公表しますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事業終了後の報告義務

採択事業については、当該年度を含め4年間、本事業に係る売上高等の事業成果を、当財団に報告していただきます。

また、取得価格が 50 万円以上の機器、備品等を購入した場合は、購入等後の状況確認として、毎年 3 月末までに、物品の保有状況を確認のうえ、「機器装置等保有状況表（確認写真を含む）」（参考様式）を、当該年度を含め 6 年間、提出していただきます。

（3）他の補助制度との関係

国や道など、他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

14 ホームページ

申請書類の様式は以下のホームページからダウンロードできます。

さっぽろ産業振興財団 <http://www.sec.or.jp/other/3510.html>

15 応募先・お問い合わせ先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号

一般財団法人 さっぽろ産業振興財団 担当 櫻田

TEL 011-820-2062 FAX 011-815-9321

E-mail mono@sec.or.jp

URL <http://www.sec.or.jp/other/3510.html>

【ものづくりコーディネーターのご紹介】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団では、札幌市内のものづくり企業と道内の農業者・漁業者等の連携を促進するため、専門的な知識やネットワーク・情報を有する「ものづくりコーディネーター」を配置しております。連携先をお探しの場合は、ぜひお気軽にご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ものづくりチーム

住所：札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1-1 TEL：（011）820-2062